

敵國人及敵性國人取扱ニ關スル規定

第一

敵國人及敵性國人トハ帝國ト戰爭狀態ニ在ル國又ハ交戰團體及帝國ト國交斷絶シアル國ノ人民ニシテ俘虜ニ非ザルモノヲ

謂フ

敵國人及敵性國人中外外交官(之ニ準ズル者

ヲ含ム)ノ取扱ハ本規定外トス

第二

敵國人及敵性國人ノ取扱ハ軍政監ノ管掌トス

但シ收容所外ニ在ル敵國人及敵性國人ニ

對スル防諜監視措置ニ關スル担任ハマニ

ラ市ニ於テハ第一野戰憲兵隊其ノ他ノ地

方ニ在リテハ警備部隊(主トシテ其ノ配屬

憲兵ヲ以テス)之ニ當ルモノトス

0456

78

第三

第四

第五

又收容所内ニ在ルモハニ對シテモ憲兵隊
 及警備部隊ハ防諜警備等ニ關シ軍政監
 援助スルモトス
 敵國人及敵性國人ハ之ヲ抑留收容スルヲ
 本則トス但シ軍政監ハ政治的施策ノ爲
 又ハ特別ノ事由ニ依リ敵國人及敵性國人
 ト雖モ軍司令官ノ認可ヲ受ケ之ガ收容ヲ
 保留シ又ハ收容中ノ者ヲ釋放スルコトヲ
 得敵國人及敵性國人ノ收容所ノ位置ハ軍司
 令官之ヲ定ム
 抑留者ニ對シテハ常時嚴密ナル看視ニ勉
 ム特別ノ場合ノ外外部トノ接觸ヲ遮断シ
 以テ防諜措置ノ萬全ヲ期スルモトス

第六

敵國人及敵性國人ニシテ左ニ該當スルモ

ノハ特ニ定ムルモノノ外收容所長ニ於テ

之ヲ收容延期若クハ釋放スル事ヲ得

ノ疾病ノ性質上收容所ニ於テ處理不可能

ナルカ或ハ收容スルコトヲ不適當ト認

ムリ忠者

2. 高齢ニシテ收容生活ニ堪ヘ得ザルモノ

3. 前各號ニ該當スルモノニシテ看護耐否

ヲ必要トスル場合ハ其ノ看護又ハ附添

人

何レノ場合ニ於テモ防諜其ノ他軍ノ利益

ニ及セザルモノタルヲ要ス

第七

前條ニ依ル收容延期及釋放ニ際シテハ別

紙誓書ヲ承諾ノ上署名スルヲ必要トシ且

0458

79

第八 期限附ナルヲ要ス
 收容延期又ハ釋放セルモノノ住所ハ收容
 所長之ヲ指定ス
 第九 收容所長ハ第六條ニ依リ收容延期及釋放
 セル者ノ名簿ヲ作製シ警備部隊及憲兵隊
 ニ通報スルト共ニ此等ト連絡シ監視ニ便
 ナル方法ヲ講ズルモノトス
 收容延期又ハ釋放ノ事由消滅シ再收容セ
 ル場合モ亦警備部隊及憲兵隊ニ通報スル
 モノトス
 第十 抑留者ニシテ緊急ノ用アル場合ハ收容所
 長ニ於テ外出ヲ許可スルコトヲ得
 第十一 抑留者ニシテ軍ノ定ムル規定ニ違背シタ
 ル者ハ軍律ニ照シ之ヲ處罰ス

0459

第十二 抑留者ノ給養ハ俘虜ニ準ジテ行ヒ之ニ要

スル経費ハ軍ノ負擔トス但シ自己又ハ

其ノ他ノ者ニ依リ生活セシムルヲ妨ゲス

軍ニ於テ負擔スル給養定額ハ軍政監及軍

經理部長協議決定スルモノトス

第十三 收容所ニ於テハ勉メテ農園手工等ヲ行ハ

シメ自活ノ途ヲ講ゼシムルモノトス

第十四 抑留者ニ對シテハ俘虜勞役規則ヲ適用セ

サルモ勞役ヲ志願スル者ハ同規則ニ準ジ

第十五 抑留者ノ取扱ニ關スル細部ハ軍司令官ノ

認可ヲ受ケ軍政監之ヲ規定スルモノトス

敵國人及敵性國人ノ指定ニ關シテハ別

ニ
示
達
ス

0461

別紙

誓書

- 一 日本軍ニ敵對セス且一切ノ及日的言動ヲ爲サザルコト
- 二 一切ノ利敵(大日本帝國ノ敵)言動ヲ爲サザルコト
- 三 一切ノ人心擾亂、經濟攪亂及安寧公安ヲ害スル言動ヲ爲サザルコト
- 四 他人ヲ使用シ又ハ使喚シテ前諸項ノ言動ヲナシメザルコト
- 五 緊急ノ用アル場合ノ外收容所長ノ指定スル場所ヲ離レザルコト

以上ノ條々固ク守リ決シテ違背セザルコトヲ茲ニ謹ミテ誓フ

昭和十七年 月 日

本人署名

大日本軍司令官殿

0462

81

同
右
釋
文
(英)

0463

垣參乙第一〇三號

軍事郵便差出ニ關スル件通牒

昭和十七年七月二十日 垣部隊參謀長 渡邊 三郎

首題ノ件軍事郵便直接交換局ニ於ケル調査ニ
 依レバ當方面ヨリ内地ニ到着スル軍事郵便物
 ハ内地ヨリノ戦地向郵便物ニ比シ著シク僅少
 ナリ又銃後ニ於テハ出征先等不明ノ爲郵便物
 ノ差出ニ困惑シアル向尠カラザル趣ニ付各隊
 長ニ於テ銃後ニ對シ成ルベク多數差出ス様可
 然指導相成度
 參考ノ爲軍野戰郵便網要圖ヲ附シ通牒ス
 追而爲之内容ノ檢閲粗漏トナラザル様注意

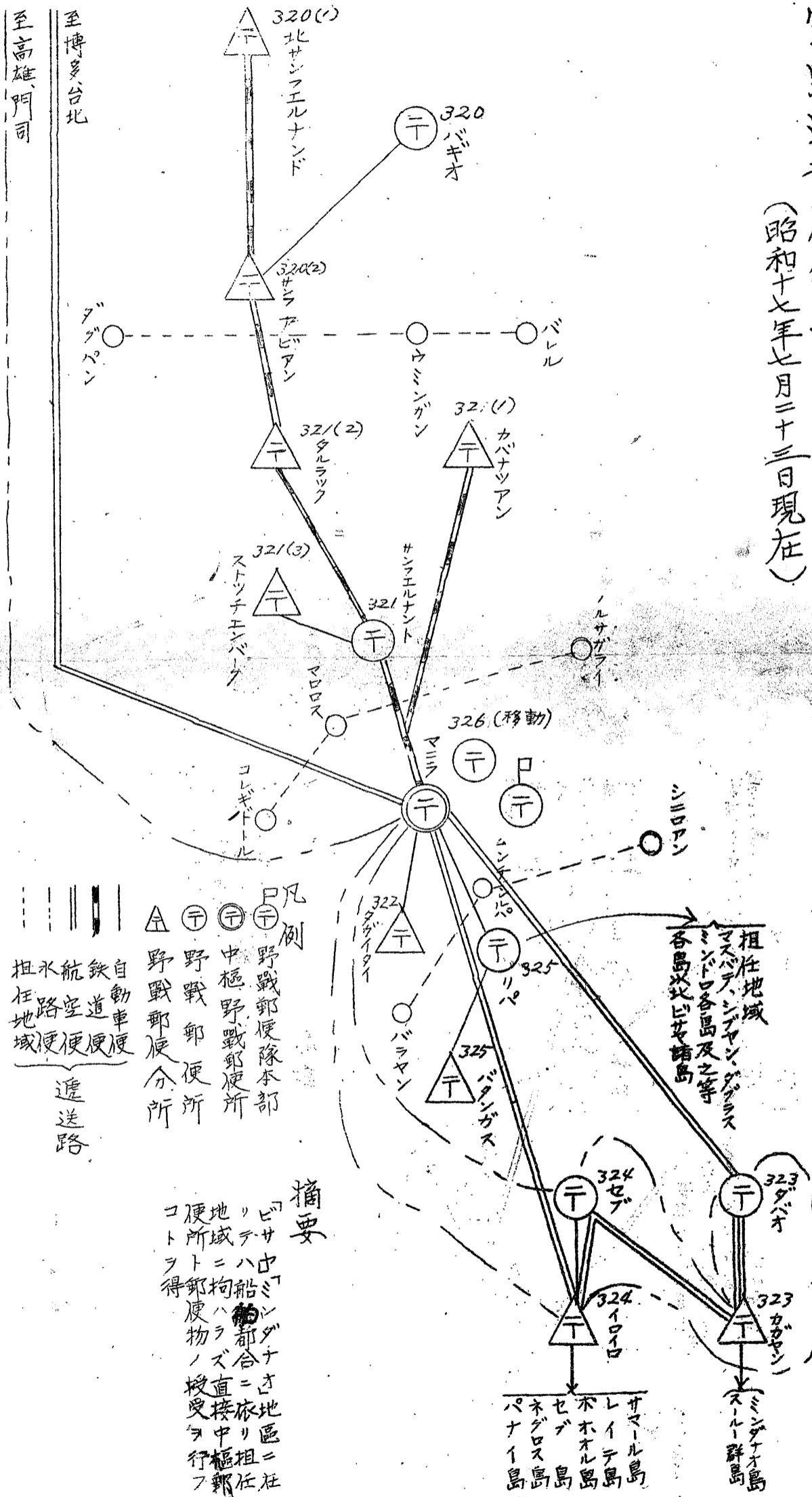
右中不
 配布ス
 セラレ度
 爲念申奉
 フ

0464

82

軍野戦郵便網要圖

(昭和十七年七月二十三日現在)



凡例

- 野戦郵便隊本部 (野戦郵便隊本部)
- 中樞野戦郵便所 (中樞野戦郵便所)
- 野戦郵便所 (野戦郵便所)
- 野戦郵便分所 (野戦郵便分所)

自動車便 (自動車便)
 鉄道便 (鉄道便)
 航空便 (航空便)
 水路便 (水路便)
 担在地域 (担在地域)

遮送路 (遮送路)

摘要

ピサハシ船都直校受ヲ行フ
 リテハ船都直校受ヲ行フ
 地域ニ郵便物ノ直接中極任
 所ト郵便物ノ直接中極任
 コトヲ得

參謀長ノ巡視ノ際ニ於ケル口演要旨

自分ハ師團長ノ側近ニ居テ師團長ノ常ニ言ツ
 テ居ラル、コトヲ承ツ居ルノテ茲ニ師團長ノ
 御意圖ヲ傳達シ諸官ノ猛省ヲ促ス次第デア
 吾人ハ如何ニ考ヘテ居ルヘキカ大東亞戰爭ハ
 日本軍カ「ワシント」トシヨ占領シ日ノ丸ノ旗ヲ樹
 テ夕場合ニ初ニニ終局ノ目的ヲ達スル之ハ容
 易ノ事テハナイ即チ戰爭ハ長期淤久占據地ノ
 治安ヲ速ニ恢復シ其ノ兵力ヲ以テ「ワシント」トシヨ
 速ニ占領セネハナラナイ之カ為先ツ比島ノ治
 安ヲ圖リ長期戦ニ備ヘナレハナラン以下ニ
 三師團長ノ御心配ニナツテ居テレハル事項ヲ傳
 達スル

一、比島人ノ習慣ヲ克ク知ルコトカ大切デア
 ル又

0466

84

言葉使モ考ヘテヤラネハナラン或ル比島人ノ
街テ警備ニ任レテキル日本軍カ比島人ノ敬禮
カ悪イト云ツテ歐打シタ兵カアル敬禮カ悪イ
事テスク歐打スル様ナ事ハ止メテ「コウヤツテ敬
禮ヲスルノタト教ヘテ呉レ」教ヘテ呉レレハ敬
禮ヲスルト答ヘタ比島要人カアルコニナ事テ
意思ノ疎通ヲ欲カナイ様ニセラレタイ
如何ニシテモ制裁ヲ加ヘナケレハナラナイ事
カアツテモ平手テ歐打シナイ様ニシテヤツテ
欲シイ平手ノ歐打ハ比島人ハ死刑ニ次ク大キ
ナ罰ニ考ヘ彼等ニ對スル大イナル侮辱テアル
カラテアル日本人ノ拳固ハ平手ヨリモ強イ制
裁テアルカ比人ニ對シテハ全ク反對ナリテア
ル憲兵カナルセナク自警團員ヲ衆人ノ面前ニテ
平手テ歐打シタタメ叩カレタル比人ハ役場ニ

0467

放火シ公金ヲ拐帶シテ逃之シタ事件カアツタ
 又比島人ノ言葉ニ注意セネハナラナイ女ノ前
 ノドロト野菜ノ名前ト一致スル品カアル
 或ル女カ市場テ野菜ヲ籠ニ入レテ歩イテイタ
 其ノ背後カラ比島ノ兵隊カ其ノ女ヲ呼ヒ止メ
 テ野菜ヲ赤メントシタル時偶然ニモ其ノ野菜
 ノ名称ト女ノ前ノドロノ呼ヒ方カ一致シタ為
 ニ其ノ女ハ大勢ノ前テ自分ノ貞操ヲボメラレ
 シト誤解シ羞恥ト侮辱ヲ感シ飛タ閑著ヲ起セ
 ン事件カアツタ
 二將校以下強姦ノ行為ハ絶対ニナイ様ニセラ度
 イ一人ノ強姦行為ハ其ノ地方ノミナラス全島
 ノ治安ヲ乱ス大キナ原因トナルノテアル
 又陣中ニ於ケル強姦ハ本年二月改正ノ陸軍刑

0468

85

法ニ依レハ死刑ニ處セラル、ノテアル
之ニ関聯シテ述ヘルト比島人ノ女ハ殆ニト梅毒
林病等殊ニ悪性テ感染スレハ取返シノツカナ
イコトニナルカラ十分注意セラ度イ
三、金錢ノ乱用ヲ嚴ニ戒シメラレ度イ
駐留久シキニ從ヒ私金カ入用トナリ遂ニ金ニ
窮シテ軍ノガソリニ自動車ノ部品等ヲ賣却セ
シモノ或ハ齒獲ノ拳銃ヲ軍ノ使用セル密偵ニ
(金十円ニテ)押賣セルモノ又甚ラシキハ三八式步
兵銃ヲ支那人ニ賣却セントセシモノ等カアル
ノテアル自肅自戒セラル、ト共ニ幹部ノ監視
監督ヲ望ンテ上マナイ次第ヲアル
四、警戒ヲ嚴重ニセラレ度イ駐留久シキニ至ルト
一般土民ニ對スル警戒カ不十分トナリ遂ニ衛
兵歩哨等心ノ緊張ヲ致ク者カアル

0469

歩哨ノ銃ノ保持カ悪カツタ爲ニ比人ニ馬鹿ニ
サレ嘗メラレタ分哨カアル先般「ルンパン」ニ於テ
歩哨ノ油断カラ襲撃サレ四名カ戦死シニ名カ
重傷ヲ負フタ事件カアル又某隊ノ兵ニ名ハ部
落民ト雑談中背後カラ棍棒テ強打サレ重傷ヲ
負フタ者モアル巡察者ニシテ銃ヲ天に擡ル如
ク荷ヒアルモノ等ハ悉ク緊張ノ歎キタル證據
テアル竟ク注意指導セラレ度イ
五地方物資トノ物々交換ニオツテハ比島人ニ馬鹿
ニサレル様ナ行爲、ナキ標努メラレ度イ
某地テ日本ノ兵カ比島人カラ「バナナ」一房ヲ貰
ヒ之ニ對シ米一袋ヲ與ヘタモノカアル
常識ヲ考テモ解ル様ナ事ヲ平氣テヤツテ居ル
ノデアアルカラ比人ノ如キモノニ「造馬鹿」ニサレ

0470

86

且嘗メラレルノテアル克ク注意指導サレ度イ
 六米國人ハ戦前ヨリ日本人ハ野蠻ナリト比島人
 = 宣傳ニアリ比島人ハ常ニ此ノ觀念カラ日本
 人ノ行為ヲ視テ居ル日本人カ台湾ノ裸体ノ蕃
 人ヲ野蠻人ト見ル如ク比島= 於テモ奥地ノ裸
 体土民ヲ野蠻人ト見下等生活者トシテキル此
 ノ林= 裸体ヲ嫌フ比島人ハ日本軍ノ裸体ヲ如
 何= 見ルカ此ノ點十分考ヘテ裸体ノ行為ハ遠
 慮セラレ度ナク
 然ラスシテ裸体ノ行為辱々ナリトスレハ米國
 ノ宣傳ハ思フ壺= 敵マルコトカ明カテアル良
 ク注意シテ戴キ度イ
 以上述べヘラレタル注意ハ重要事項ニ付一兵ニ
 至ル迄徹底セシメラレ度シ

0471

寫

渡集経第一二一三號

垣第六五五〇部隊経理部經由

貯金奨励ノ件通牒

昭和十七年八月六日

渡集團参謀長

隷下各部隊長殿

當軍ニ於ケル郵便貯金實施成績ハ野戰郵便所開設以來各部隊ノ指導適切ノタメ最近ニ於テ一月ニ十二日開所以來三二〇余万圓ニ達セリ然レ共駐留久シキニ涉リ他面軍票放出額ノ狀況並ニ今田給與令改正ニ伴ヒ准士官以下ノ給與ハ一段ト増額サレシ現況ニ鑑ミ一層消費節約ニ努メ貯金勵行実績ノ向上ヲ期スルガ如ク指導サレ度尚貯金標準額ハ概ネ左記通ニ付實施部隊ハ参考トサレ度

0472

87

曹	曹	准	少	中	大	大	少	中	大	少	階
長 _三	長 _二	尉	尉	尉	尉 _三	尉 _二	佐	佐	佐	將	級
(九	一	二	一	一	一	一	二	三	四	六	貯金標準額
▽ ▽	▽	▽	▽	▽	▽	二 ▽	▽	▽	▽	五 ▽	▽
▽ ▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
	兵	同	二 等	一 等	上 等	伍	同	同	軍	曹	階
	長	乙	兵 _甲	兵	兵	長	三	二	曹	長	級
											貯金標準額
	(六	(一	(二	(二	(三	(六	(五	(七	(七	(七	(九
	五	▽	▽	▽	五	五	五	五	五	五	五
	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽

左記

備考

右表貯金標準額中(一)ヲ耐シアルモノハ營内者トス
一營外者ハ留守宅渡金取扱手續ニ基キ増給ヲ現地ニ
於テ受領スルモノトシテ規定シタルモノニ付増給ノ
一部ヲ留守宅渡トナシアルモノニ就テハ之ヲ貯金標
準額ハ現地受領ニ基キ當該割合ヲ以テ標準額ヲ
減ズルモノトス
一軍屬ニ在リテハ現地受領ニ對シ勅任官ハ二割
奏任官以下ハ一割又現地採用者タル邦人ハ受
領額ノ五分ヲ標準トス
一本標準額ハ最少額ヲ示ス
一本貯金引出ハ内地送金其ノ他已ムヲ得サル旨
合ノ外引出ヲセサルモノトス

0474

88

口。第一大隊(仲竹) 速射砲(示隊) 通信(示隊) 基隆集合部隊

第三大隊(仲竹) 第三大隊 聯隊砲中隊 速射砲(示隊)

十二月六日 高雄ニ於テ渡集作命甲第三十一號ヲ受命シ作戰ノ全貌ヲ以規知スルヲ得タリ

渡集作命甲第三十一號

第十四軍命令

十二月五日一六、〇〇 高雄

一南方軍ハ海軍ト協同シ速カニ南方要域ノ攻略ヲ企圖ス

二軍ハ海軍ト協同シ先制空襲ヲ以テ作戰ヲ開始シ比島方面ノ敵ヲ神速ニ撃破シ一擧首都マニラノ攻略ヲ企圖ス

0475

號外

貯金獎勵ノ件移牒

昭和七年八月拾七日

各隊長殿

部隊本部

首題ノ件ニ關シ別紙寫ノ通り通牒アリタルニ付
移牒ス

0476

89

調製官

陸軍軍醫大尉

大谷芳武

ロニピーチ附近上陸戦闘業務詳報

歩兵第九聯隊(五五夕)

一 戦闘ノ概要

東亜ニ於ケル帝國ノ地位及東亜共榮圏ノ確立ニ諒解ヲ有セサル諸國ハ結成シテ我が國策ト相容レサル政策ヲ以テ包圍圈ノ軍備ヲ増強シ支那事變處理ノ爲皇國ハ存立興亡ヲ賭セサルベカラザル狀勢ニアリ師團ハ企圖ヲ秘匿シテ部隊長ニスラ其企圖ヲ傳達スルコトナシ部隊ハ上司ノ内示ニ基キ熱烈地作戰ニ對應スル訓練ヲ重ネソ、十月十九日大阪港出帆第十四軍司令官ノ直轄指揮ヲ受ケシメラル

0477

垣醫乙第九一號

衛生部將校以下ノ現地教育指導ノ件通牒

昭和七年八月十五日

垣部隊軍醫部長兼子周吉

垣第五四部隊第一天隊長井上昌次殿

首題ノ件貴聯隊(天)隊本部ニ部員ヲ派遣シ左記豫
定ヲ以テ實施致シ度ニ付便宜與ヘラレ度

左記

一期日

歩兵第九聯隊

自八月二十日
至八月三十日 間

歩兵第三聯隊

自八月二十日
至八月二十五日 間

二科目

- (1) 隊附衛生勤務特現地健兵對策並ニ關係書類整理
- (2) 部隊診療業務
- (3) 防疫、防瘧

0478

90

通 報

昭和十七年八月十一日

陸隊本部 大西少尉

リグマニン 警備隊長殿

最近隔地部隊ヨリ公用ノタメ「ナガ」ニ派遣セラル、下士官兵ニシテ
私用ヲ辨シ甚タシキハ慰安所ニ立寄り遊興シ又ハ飲食店ニ於
テ泥酔シ軍人ノ体面ヲ汚スカ如キ行爲アルヲ以テ嚴ニ注意セラレ
度尚「ナガ」ニ派遣セラル、公用者ニハ必ず公用腕章ヲ附著セシメ且
引率者ヲ命セラル、如ク指示セラレタルニ付 依命通報ス

0479